

8 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請について

(1) 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特別措置法」）に基づく特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員に対して行う予防接種である。

特別措置法に基づき、介護事業の事業者も特定接種対象事業者として、事業者からの申請により登録を行うことが可能である。

(2) 登録対象事業

サービスの停止等により要介護度3以上の利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所において介護・福祉事業を営む事業者を対象とするという考え方にに基づき、具体的には、

- ①指定居宅サービス事業のうち、「訪問介護」「訪問入浴介護」「特定施設入居者生活介護」
- ②指定地域密着型サービス事業のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」
- ③介護老人保健施設
- ④特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホームとなる。

(3) 登録要件

2の登録対象事業を行う事業者であって、業務継続計画（BCP）を作成している事業者
※業務継続計画の作成例（モデル）は厚生労働省のホームページに掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

(4) 登録方法

登録を希望する事業者が各自インターネット回線を通じ、厚生労働省の「特定接種管理システム」で必要事項（事業者名称、所在地、従業員数、業務継続計画の作成の有無など）を登録申請する。

(5) 登録開始日時や登録期限

現時点で未定（平成28年度中になる見込み）。厚生労働省からスケジュールが示され次第、県のホームページに詳細を掲載する。

(6) 留意事項

新型インフルエンザが発生した場合、特定接種の接種順位は①医療分野、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③国民生活・国民経済安定分野の順となる。

介護事業者は「③国民生活・国民経済安定分野」に該当するが、他に医薬品卸売業・製造業、ガス業、電気業、廃棄物処理業等の様々な業種が含まれており、実際に新型インフルエンザが発生した場合、政府対策本部で接種対象者や接種順位、配付ワクチン数等が決定されることになるため、登録されたことをもって特定接種を受けられることが約束されたわけではない。